

アマチュア無線は免許が必要

2つの免許で開局

アマチュア無線を始めるには免許が必要です。免許を受けずに無線機を使用すると不法無線局となり電波法違反（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）で罰せられます。

免許は「アマチュア無線技士」という**無線従事者免許証**と**無線局免許状**の2つが必要です。

無線従事者免許は無線機を操作するための資格で、無線局免許状は無線設備に対する免許です。自動車であれば、運転免許証と車検証のようなものです。

アマチュアの無線従事者免許は1級から4級まであり、4級であれば小学生をはじめ誰でも簡単に取得することができます。実際にアマチュア無線をやっている人の約90%が4級免許です。これからアマチュア無線をはじめようと思っている人は、まず4級免許にトライしてみましょう。そしてハムの世界を楽しみながら、必要に応じて上級免許にステップアップするとよいでしょう。

また、アマチュア無線技士以外の無線従事者資格でもアマチュア無線を操作できる場合があります。詳しくは無線従事者資格対応表をご覧ください。

4級免許を取得するには、**(財)日本無線協会**が実施する**国家試験**に合格する方法と、**(財)日本アマチュア無線振興協会(JARRD)**主催の「**養成課程講習会**」を受講し終了試験に合格する方法の2通りがあります。

国家試験に合格するには書店などで、アマチュア無線技士国家試験の参考書や問題集がいくつか売られています。それらで勉強するだけで十分合格できます。過去に出題された問題と同じものや類似問題も多くありますので、4級であれば問題集の丸暗記でも合格できます。

どうしても自信のない人は少しお金がかかりますが「養成課程講習会」を受講すれば2日で確実に合格できます。

国家試験か講習会・・・どちらかの方法で合格したら、3カ月以内に日本無線協会を經由して申請（講習会では一括申請するので担当者の指示に従えばよい）することで、約1カ月後に総務省総合通信局発行の無線従事者免許証を手に入れることができます。**無線従事者免許証は一生有効**です。

無線従事者免許があればそれだけで学校や職場・地域等のクラブ局（社団局）のメンバーとなって交信することができますが、個人として楽しむにはコールサインが記載された**無線局免許状**が必要です。

無線局免許状は使用する無線設備に基づいて申請することで、総務省総合通信局より発行されます。**無線局免許状は5年ごとの更新**（再免許）手続きが必要です。

無線局免許状によって世界でただ一つの呼出符号（識別信号）となるコールサインが与えられます。

コールサインは無線局の名前ですから、ハムにとって最も重要なものです。交信はすべてコールサインで呼び合います。

4級の無線従事者免許証は、国家試験か講習会のどちらかで取得する

※詳しくは、総務省電波利用ホームページ <https://www.tele.soumu.go.jp/index.htm>

アマチュア無線技士の資格

資格	操作範囲	免許取得の方法	試験のレベル
第1級 アマチュア無線技士	●すべてのアマチュアバンドで運用ができる。 ●空中線電力は1KW(1000W)まで可能※	国家試験のみ 4・8・12月	理工系短大
第2級 アマチュア無線技士	●すべてのアマチュアバンドで運用ができる。 ●空中線電力は200Wまで可能	国家試験のみ 4・8・12月	高校物理
第3級 アマチュア無線技士	●10MHz、14MHz帯の2バンドを除くアマチュアバンドが運用できる。 ●空中線電力は50W以下	1、国家試験 2、講習会	中学理科
第4級 アマチュア無線技士	●1.9MHz、10MHz、14MHz、18MHz帯を除くアマチュアバンドが運用できる。 ●CW（モールス通信）はできない。 ●空中線電力は20W（HFは10W）以下	1、国家試験 2、講習会	中学理科

※第1級の空中線電力は法的に上限は無いが、行政指導により容易に許可されるのは1KWまでとなっている

無線従事者関係手数料 (国家試験受験の場合) 2004年3月29日改正

種別	区分	手数料	参考
無線従事者 国家試験 手数料(振替)	第1級アマチュア無線技士	8,900円※	4級の場合、 国家試験手数料 4,950円 従事者免許申請手数料 1,750円 の合計 6,700円必要
	第2級アマチュア無線技士	7,400円※	
	第3級アマチュア無線技士	5,200円※	
	第4級アマチュア無線技士	4,950円※	
無線従事者免許の申請手数料(収入印紙)		1,750円	他に申請用紙代210円や受験票郵送料 80円等が必要
無線従事者免許証の再交付申請手数料(収入印紙)		2,200円	
(※印は他に受験票の郵送料(80円)が必要)			

●**国家試験**の内容は第4級の場合は、無線工学12問、法規12問で時間は1時間です。解答は四肢択一式で各8問以上で合格となります。4級国家試験の合格率は68%前後です。

試験は全国主要都市で、多いところでは毎月、少ないところ(地方都市)は年1~2回です。

試験地や日程についての詳細は(財)日本無線協会のホームページで確認できます。

●**養成課程講習会**は、無線工学4時間、法規6時間の講習後に1時間の終了試験を行います。終了試験は無線工学10問、法規10問の四肢択一式でそれぞれ6問以上で合格となります。4級講習会の合格率は98%前後です。

講習会費用は、規定料金:23,150円(18歳以下:9,850円)(従事者免許申請手数料1,750円を含む)です。

講習会は全国主要都市で行われるほか、人数が集まれば講師の出張講習も可能です。

日程等についての詳細は日本アマチュア無線振興協会(JARD)のホームページで確認できます。

3級以上の試験には電気通信術(モルルス信号受信)の試験が加わりますので、まずは4級からスタートするのがオススメです。

(2005年10月1日より3級の電気通信術の試験が廃止となり、法規の中でモルルスに関する設問が出題されます。)

※3級従事者講習も、開催されています(4級従事者免許相当保持者)。料金:12,950円

※2級従事者資格については、eラーニング講習があります。料金:一般:45,550円、22歳以下:20,150円

※詳しくは、**JARDホームページ** <http://www.jard.or.jp/course/index.html>

従事者免許証を取得したら

無線機を購入し無線局の開局申請をします。

無線局の免許申請手数料(収入印紙) 2004年3月29日改正

種別	区分	空中線電力	手数料	参考
無線局の 免許申請 手数料	開局申請	50W以下	4,300円	4級局は最高20Wですので、 申請手数料は4,300円です。
		50W超	8,100円	
	再免許申請	-	3,050円	
		電子申請	1,950円	
無線局免許状の再交付申請手数料			1,300円	申請用紙は840円です。

受験や開局申請用紙は全国のアマチュア無線ショップや大型書店などで購入できるほか、JARLの通信販売でも入手できます。ネットではこちら(Amazon)でも入手可能ですのでご利用ください。申請方法や書類の書き方は申請用紙に詳しく書いてあります。

また、各種申請用紙はこちら(総合通信局のページ)からダウンロードすることもできます。

開局や再免許手続きについての詳細はJARDまたは**TSSのホームページ**にも掲載されています。

※詳しくは、**TSSホームページ** <http://tsscom.co.jp/tss/>

技術基準適合証明(技適シールが貼られている)がある無線機(技適機種)であれば、直接管轄の総合通信局に免許申請できます。主要メーカーの現行機種(1993年以降)は殆ど技適機種だと思ってよいでしょう。それ以外の古い無線機や自作機、また技適機種を改造したり付属装置を付けた場合はTSS経由で保証認定を受けなければなりません。保証認定には保証料として免許(開局)申請4800円、変更申請4000円が別途必要です。初めて開局する場合は、申請が簡単な技適機種の購入をお勧めします。購入時には念のためハムショップの店員に確認するとよいでしょう。

2つの免許がそろって開局となる

無線従事者免許証

- 無線機を操作するための免許（国家資格）
- 一度取得すれば更新はなく一生有効
- 運用中は携帯が義務付けられている。
- 第3級と第4級は台紙が白色で、各地方総合通信局長が発行する。
- 第1級と第2級は、総務大臣が発行する。

無線局免許状

- 無線設備に対する免許状。世界でただ一つのコールサイン（識別信号）が付与される。
- 周波数等が記載しきれない場合は、別紙として複数枚となる。
- 5年ごとの更新（再免許）手続きが必要
更新は有効期限の1年前から1カ月前までに申請する。
- 無線設備の近くに掲示しておかなければならない。
- 移動運用で携帯が困難な場合は、無線機に「無線局免許証票」というシールを貼っておけばOK。証票には年号の下一桁で有効期限が記されている。証票は無線機の台数分発行されます。（移動しない局には発行されません）

※現在は電波型式が簡易表記（一括記載コード）で記載されます。

無線局免許状

無線局免許状		免許の番号	関△第××××号	識別信号	JL1×××
氏名又は名称	蛸土 太郎				
免許人の住所	東京都豊島区巢鴨3-36-6				
無線局の種別	アマチュア局	無線局の目的	アマチュア業務用	運用許容時間	常時
免許の年月日	平 30. 1.10	免許の有効期間	平 35. 1.9 まで		
通信事項	アマチュア業務に関する事項		通信の相手方	アマチュア局	
移動範囲	陸上、海上及び上空				
無線設備の設置場所／常置場所					
東京都豊島区巢鴨3-36-6					
電波の型式、周波数及び空中線電力					
4VF	145 MHz	50 W			
4VF	435 MHz	50 W			
備考 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）による改正後の無線設備規則第7条の基準（新スプリアス基準）に合致することの確認がとれていない無線設備の使用は、平成34年11月30日までに限る。					

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

平成 30 年 1 月 10 日

× × 総 合 通 信 局 長

by JO1NDG